

～「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定地区が決定！～

内閣官房及び農林水産省が実施した「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」に全国から454件の応募があり、東北局管内からは優良事例6件が選定されました。

また、東北農政局として、東北6県から応募のあった114件のうち、全国選定された6件を除いた中から、優れた取組を6件選定しました。

【第12回全国選定地区（東北管内）】

■ビジネス・イノベーション部門

- ・宮城県農業高等学校農業科作物部門（宮城県名取市）
- ・株式会社スタディア（岩手県滝沢市）
- ・紅花推進協議会（山形県山形市）

「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」とは、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図る取組です。

■コミュニティ・地産地消部門

- ・特定非営利活動法人SCR（宮城県富谷市）
- ・庄内赤川土地改良区（山形県鶴岡市、三川町、酒田市）

■個人部門

- ・水口 清人（青森県平川市）



昨年度令和6年12月17日 全国選定授与式の様子

【令和7年度 東北農政局選定地区】

■ビジネス・イノベーション部門

- ・ふじさき食彩テラス（青森県藤崎町）
- ・いさわ農村活性化推進協議会（岩手県奥州市）
- ・道の駅ひらた「日本一辛い村プロジェクト」（福島県平田村）
- ・福島ユナイテッドFC農業部（福島県福島市）

令和7年度東北農政局「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定証授与式を開催します。

令和8年1月27日(火)に仙台市内で選定証授与式を開催し、選定証授与のほか意見交換会を行う予定です。

今年度選定された6件は、今後、事例集への掲載やホームページで情報発信していきます。



昨年度東北農政局ディスカバー農山漁村の宝選定証授与式の様子

◇ 東北における「ディスカバー農山漁村（むら）の宝アワード」に関する情報は、東北農政局ホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/kouryu/discover.html>

上記紙面の問合せ先：東北農政局 農村振興部 都市農村交流課 022-263-1111(内4052)



「2025年農林業センサス結果の概要（東北）（概数値）（令和7年2月1日現在）」を公表しました。

東北地方では、農業経営体の減少が続く中、法人経営体は5年前に比べ8.3%の増加。

1経営体当たりの経営耕地面積は4.0haとなり0.8haの増加。

また、経営耕地面積10ha以上の農業経営体のシェアが、初めて5割を超えるなど規模拡大が進展。

区分	農業経営体 ①+②	個人経営体 ①	団体経営体 ②	法人経営体
	経営体	経営体	経営体	経営体
平成 27年	247,713	241,239	6,474	3,660
令和 2	194,193	187,885	6,308	4,266
7	148,805	142,656	6,149	4,620
増減率（%）				
令和2年/平成27年	△ 21.6	△ 22.1	△ 2.6	16.6
令和7年/2年	△ 23.4	△ 24.1	△ 2.5	8.3



問合せ先
東北農政局 統計部
経営・構造統計課
022-745-9380

農林業センサス
これまでの結果など
詳しくはWebサイト



「みどりチェック」に取り組みましょう！

みどりチェックとは、食料システム全体での環境負荷低減への意識向上とその取組の底上げを図るため、農林水産省の全事業で環境負荷低減の取組を義務化するものです。令和9年度からの本格実施に向けて、「みどりチェック」へのご理解と取組の実践をお願いします。

「みどりチェック」について



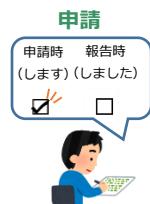
各種支援にあたり、環境負荷低減の最低限の取組を要件化



各補助事業等の目的と
環境負荷低減の両立へ！



「みどりチェック」の実施手順



「農林水産省の全補助事業に対する環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）」の情報はこちから！

<https://www.maff.go.jp/j/kanko/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

[問合せ先] 東北農政局生産部環境・技術課 022-263-1111 (内線4224)



適正なお米の流通のため
法令を守りましょう！

米の集荷や販売等を行う場合、遵守すべき法律があります。食品としての安全性を欠くものの流通を防止するため、米を取引するに当たっては、各法律を遵守している事業者と取引しましょう。特に下の2法について紹介します。

米トレーサビリティ法

守るべきこと

○取引等の記録の作成・保存

（品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入した場所等）
※取引等の記録は、お米・米加工品に問題が発生した際に、
流通ルートの速やかな解明のために必要です。

○産地情報の伝達

※取引先や一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、
産地情報の伝達を行うことが必要です。

お米の流通に関する
制度情報はコチラ →



食糧法遵守事項省令

守るべきこと

○用途限定米穀（加工用米、新規需要米（米粉用、飼料用等））の
用途外使用の禁止

※主食用以外に用途が限定された米穀は、定められた用途に使用
することや、他の米穀と明確に区分して管理する必要があります。

○食用不適米穀（カビが付着した米穀等）の取扱い方法

※有害物質を含むなど、食用に適さない米穀は、他の米穀に影響を
与えないよう区分して管理し、食用不適米穀であるとわかるよう
「票せん」の掲示が必要です。

食糧法に関する情報はコチラ →



地域から
の便り

各県拠点では「農山漁村の季節の風物詩」、「農産物直売所、農漁家民宿等の取組」、「村おこしイベント」など地域の取組や様子などを、東北農政局HPで紹介しています。

地元農産物の魅力をジェラートで発信する「農家の刺客」

～つがる市に誕生した、ユニークなジェラート店～ - 青森県・つがる市 -



持ち帰り用ジェラート
かわいらしい“刺客”たちが
あなたを狙っているかも？



持ち帰り用ジェラートで味わってみてください。」と話していました。（2025年10月20日掲載）

高機能バイオ炭「宙炭（そらたん）」で目指す持続可能な農業
～住田町発・宙炭の挑戦～ - 岩手県・住田町 -

宙炭は、株式会社TOWINGが開発した高機能バイオ炭であり、地域の未利用バイオマスを炭化し、そこに多様な土壤微生物群を培養した農業資材（特殊肥料）です。農地に施用することで、作物の品質や収量の向上、土壌改良、炭素固定など、さまざまな効果が期待されています。

今後は、鶏ふん炭を主原料とした新たな宙炭の開発と普及にも取り組み、地域資源のさらなる有効活用と持続可能な農業の推進を図り、畜産と耕種が連携した地域循環型農業のモデル構築を目指します。（2025年11月5日掲載）



農地への「宙炭」の散布
※写真は株式会社TOWING
提供



◆ 「食・農ひとくち情報」の詳しい情報は、東北農政局HPをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/tohoku/hitokuti/index.html>

◆ 「食・農ひとくち情報」の問合せ先

東北農政局企画調整室支援チーム022-263-1111（内線4402、4076）

@MAFF_TOHOKU
東北農政局 公式 X
アカウントはこち



@maff_Tohoku
東北農政局 公式 Instagram
アカウントはこち

